

資料 3

国土交通大臣提出資料

地域交通における 「担い手」「移動の足」不足への対応

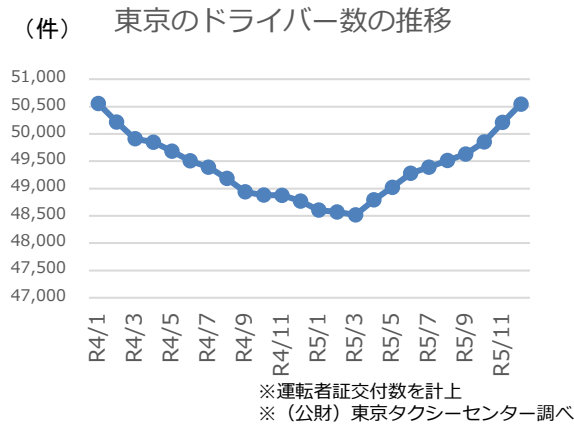
令和6年2月22日

国土交通省

これまでの主な対応

- 運賃改定の実施により、タクシー運転手の給与が上昇するなど待遇改善が進んでいる。その結果、運転者数は増加傾向にある。
- 観光地のタクシー不足に対応するため、他の営業区域からの応援や、複数のタクシー事業者が連携して行う乗合タクシーの運行等を実施した。
- タクシー事業に係る規制緩和として、今月中に地理試験を廃止する予定。加えて、年度内には研修期間の要件を撤廃予定。

タクシードライバーの増加



観光地のタクシー不足対応



- ▶ 北海道ニセコエリアに、営業区域外の車両・ドライバーを派遣



- ▶ JR京都駅から金閣寺までの間で乗合タクシーを運行

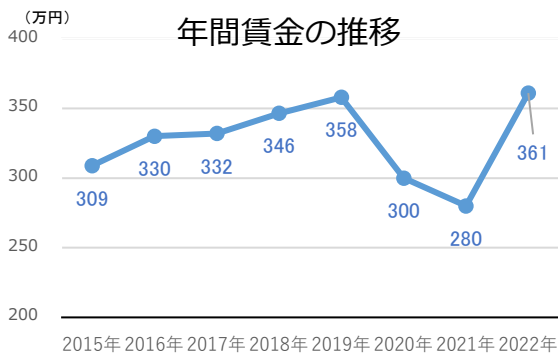
タクシー事業に係る規制緩和

- ▶ 地理試験を廃止 (省令改正)
- ▶ 実施時期：2月中



法令等・~~地理~~

- ▶ 研修期間の要件を撤廃 (省令改正)
- ▶ 実施時期：年度内



◆自家用有償旅客運送制度（道路運送法第78条第2号）

- ・自家用有償旅客運送制度の運用改善を踏まえて、石川県加賀市、小松市をはじめとする各地域の市町村において、新たな制度の社会実装に向けて着実に動いている。

<石川県加賀市の取り組み>

北陸新幹線の延伸に合わせ、以下の取り組みを進める。

- ・加賀温泉駅又は市内宿泊施設を発着地とする場合は、7～23時の間運行する。
- ・特にタクシーが減少する夜間（19～23時）は市内全域で運行する。
- ・運賃は、タクシー運賃の「約8割」とする。

<石川県小松市の取り組み>

北陸新幹線の延伸に合わせ、以下の取り組みを進める。

- ・特にタクシーが減少する夜間の時間帯に市内全域で運行する。
- ・運賃は、タクシー運賃の「約8割」とする。

加賀市版ライドシェアのドライバーを募集します！

更新日：2024年02月13日

バスやタクシーの運転手不足などにより、市民や観光客の移動手段が不足している状況の中、令和6年3月16日には北陸新幹線加賀温泉駅の開業が予定され、これまで以上の多くの来訪者が予想されることから、移動手段の確保が必要とされています。

そこで、新たな移動手段として、自家用車を活用した地域の助け合いによる「**加賀市版ライドシェア**」を実施します。

市民や観光客のために、自家用車と空いている時間を有効に使い、**地域活動に力を貸していただけるドライバーを募集**します。

募集期間

第一弾 令和6年2月7日（水曜日）～令和6年2月14日（水曜日）

第二弾 令和6年2月15日（木曜日）～令和6年2月29日（木曜日）

※第一弾の期間に応募いただけた方の講習（一種免許の方が受講が必要な大臣講習（指定日時のみ））については無料となります。

業務概要

市民や観光客の移動手段として、ご自身の自家用車と空いている時間を使って、運行業務を行っていただきます。

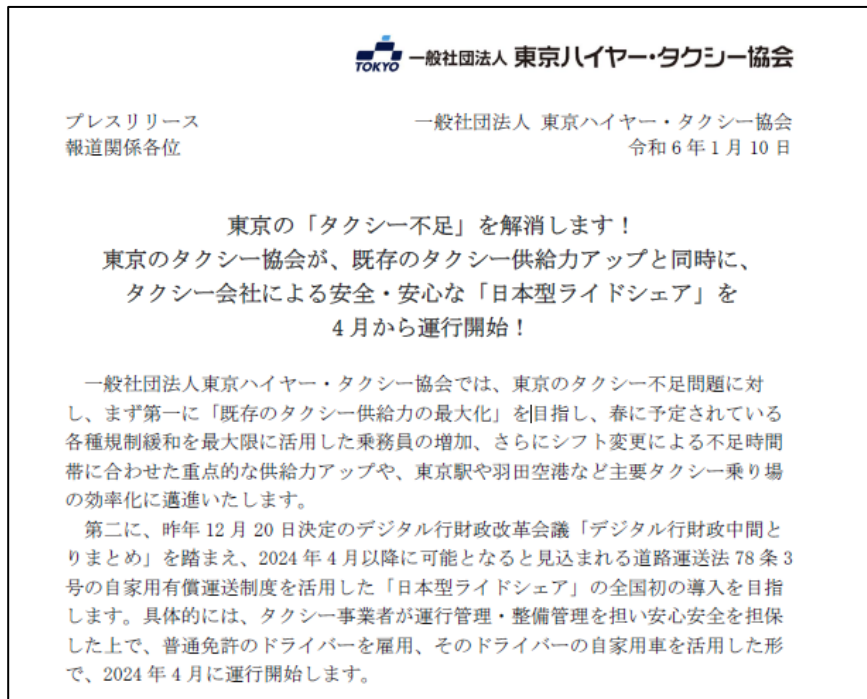
（石川県加賀市HPより）



（小松駅・石川県小松市より提供）

◆自家用車活用事業（道路運送法第78条第3号）

- 4月からの自家用車活用事業の制度開始を見据えて、各地域のタクシー協会が具体的な実施方法の検討を進めたり、各タクシー事業者がドライバーの募集を始めるなど、準備が進められている。
- 国土交通省交通政策審議会の部会にパブリックコメント案を報告（2月7日（水））。
- 自家用車活用事業の制度の通達案のパブリックコメントを実施中（2月9日（金）～3月9日（土））。



一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会
TOKYO

プレスリリース
報道関係各位

一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会
令和6年1月10日

東京の「タクシー不足」を解消します！
東京のタクシー協会が、既存のタクシー供給力アップと同時に、
タクシー会社による安全・安心な「日本型ライドシェア」を
4月から運行開始！

一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会では、東京のタクシー不足問題に対し、まず第一に「既存のタクシー供給力の最大化」を目指し、春に予定されている各種規制緩和を最大限に活用した乗務員の増加、さらにシフト変更による不足時間帯に合わせた重点的な供給力アップや、東京駅や羽田空港など主要タクシー乗り場の効率化に邁進いたします。

第二に、昨年12月20日決定のデジタル行財政改革会議「デジタル行財政中間とりまとめ」を踏まえ、2024年4月以降に可能となると見込まれる道路運送法78条3号の自家用有償運送制度を活用した「日本型ライドシェア」の全国初の導入を目指します。具体的には、タクシー事業者が運行管理・整備管理を担い安心安全を担保した上で、普通免許のドライバーを雇用、そのドライバーの自家用車を活用した形で、2024年4月に運行開始します。

（（一社）東京ハイヤー・タクシー協会プレスリリース）



＼ ついに日本型ライドシェア解禁！ ／

三和交通の
日本型ライドシェア始まる。

自家用車を活用できる！
隙間時間に稼げる！

**三和交通ではライドシェア
スターティングメンバーを募集します**

ライドシェアとは自家用車を貸って他人を目的地まで運ぶ、ライド（乗客ごと）ライド（運転）するサービスです。
※そのライドシェアについては日本で解禁されました！

三和交通では
スターティングメンバーを募集します！
【東京・神奈川・埼玉限定（暫定）】

近日詳細公開予定！

（三和交通ライドシェア採用サイトより）

- 自家用車活用事業の実施にあたっては、**①車やドライバーの安全性**、**②事故が起こった際の責任**、**③適切な労働条件**、が重要。
- この観点から、パブリックコメントでは以下の制度案を提示。

(1) 許可基準

○対象地域、時期及び時間帯並びに車両数

- ・ タクシーが不足する地域等や不足車両数を、国土交通省が配車アプリ等のデータに基づき指定していること。

○資格要件

- ・ 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

○管理運営体制

- ・ 運行管理、車両の整備管理や研修・教育を実施する体制が整えられていること。
- ・ 安全上支障のないよう、勤務時間を把握すること。

○損害賠償能力

- ・ タクシー事業と同等の任意保険（対人 8,000 万円以上及び対物 200 万円以上）に加入していること。

(2) 許可に付する条件

○使用する自家用自動車について

- ・ タクシー事業者ごとに使用可能な車両数は、地方運輸局長等が通知※する範囲内であること。
※ 許可地域ごとに不足車両数の範囲内、かつ、事業者ごとに当該地域に配置している事業用自動車の車両数の範囲内
- ・ 自家用車活用事業であることを外部に表示すること。

○ドライバーについて

- ・ 事前の研修（大臣認定講習を含む。）及び教育を受けさせること。
- ・ 運転者証明を携行させること。

○運送形態・方法について

- ・ タクシー事業者が運送責任を負うこと。
- ・ 運送引受け時に発着地が確定していること。
- ・ 自家用車が配車されることについて、利用者の事前の承諾を得ていること。
- ・ 運賃は事前確定運賃により決定し、支払い方法は、原則キャッシュレスであること。
- ・ 発着地いずれかがタクシー事業者の営業区域内に存すること。

(3) 許可期間

- ・ 許可期間は 2 年とする。